

令和5年度 喫煙環境に関する実態調査
【一般施設・事業所票】

B

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

政府統計コード	
調査対象者ID	
パスワード	

※おそれいりますが、左記事業所の名称、所在地、法人名、法人番号（国税庁から指定された13桁）に変更等がありましたら郵送でご回答の場合、朱書きにて訂正・加筆をお願いします。
また、空欄の場合はご記入をお願い申し上げます。

法人名	
法人番号	

- ※ 本調査は、政府統計オンライン（<https://www.e-survey.go.jp>）にアクセスし、上記の調査対象者ID、パスワードでログインしての回答も可能です。
- ※ 令和5年12月末時点の状況をご回答ください。



記入ご担当者

政府統計オンライン調査総合窓口

担当部署		担当者名		電話番号	-	-
------	--	------	--	------	---	---

- ※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名、ご連絡先のご回答をお願いします。

問1 貴事業所について、当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。
※事業所の規模については、下表の「中小企業の範囲」および、記入要領3ページの「別表1 事業所の規模」を参照の上、当てはまる番号をご回答ください。
※貴事業所が法人企業の1事業所・店舗の場合は、法人企業が当てはまる番号をご回答ください。

- 大企業（個人事業者を除く）
- 中小企業（個人事業者を除く）
- 個人事業者
- 会社以外の法人、官公庁等

中小企業の範囲

中小企業基本法上の類型	中小企業基本法の定義
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社

問2 貴事業所の主たる施設種別をご回答ください。
※施設種別、施設種別番号の解説については、記入要領4ページの「別表2 施設種別番号」から最も近い番号（1～19）を1つだけ選び、回答欄にご回答ください。
※お送りした宛名の事業所の施設種別をご回答ください。

施設種別番号		
--------	--	--

※記入要領4ページの「別表2 施設種別番号」より、1～19の番号を選択ください。

裏面にも設問があります。

- ・以降の設問は、問2で選択いただいた施設の状況についてご回答ください。（複数の事業を行っている施設においては、選択いただいた施設についてのみご回答ください。）
- ・貴事業所がテナントなど複合施設内に入居する場合は、貴事業所が管理している範囲（共用部分を除く）についてご回答ください。

問3 貴事業所における屋内のたばこの喫煙環境について、
 (1)たばこ（火をつけて喫煙するたばこ）、(2)加熱式たばこ（IQOS（アイコス）、glo（グロー）、Ploom（プルーム）、PULZE（パルズ）、lil HYBRID（リルハイブリッド））それぞれ当てはまる番号に1つつ○をつけてください。

(1)たばこ（火をつけて喫煙するたばこ） 当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。

1. 屋内全面禁煙
2. 喫煙専用室設置
3. 1.及び2.以外

(2)加熱式たばこ（IQOS、glo、Ploom、PULZE、lil HYBRID） 当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。

1. 屋内全面禁煙
2. 喫煙専用室で加熱式たばこの喫煙も可としている（喫煙のみ、飲食等は不可）
3. 加熱式たばこ専用の喫煙のみを行う部屋の設置（喫煙のみ、飲食等は不可）
4. 加熱式たばこ専用の喫煙および飲食等も行える部屋の設置（加熱式たばこ専用喫煙室）
5. 1.～4.以外

※参考 1 喫煙専用室等の技術的基準（喫煙専用室等で必要となる「煙の流出防止措置」）

- ①入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること
- ②壁、天井等によって区画されていること
- ③たばこの煙が屋外に排気されていること

問4 貴事業所における屋外のたばこ（火をつけて喫煙するたばこ、加熱式たばこ（IQOS、glo、Ploom、PULZE、lil HYBRID））の喫煙環境について、当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。

1. 敷地内全面禁煙
2. 一部に喫煙可能な場所を設置
3. 屋外全面喫煙可
4. 屋外の敷地を所有、賃借していない（テナントなど複合施設内に入居する場合）

※参考 2 屋外の定義

外気の流入が妨げられる場所として、屋根があつて、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部に該当しない場所をいう

※参考 3 喫煙環境の例

屋内の喫煙環境の例			屋外の喫煙環境の例	
例1) 屋内全面禁煙	例2) 喫煙専用室設置	例3) 加熱式たばこ専用喫煙室設置	例4) 敷地内全面禁煙	例5) 一部に喫煙可能な場所を設置
				
事業所の建物内全体（執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む）を禁煙としている。	喫煙専用室（喫煙のみ、飲食等は不可）を設けている。	加熱式たばこ専用喫煙室を設けている。喫煙以外にも飲食等を行うことも可。	事業所の敷地内全体を禁煙にしている。	一部に喫煙可能な場所（喫煙所、喫煙コーナー）を設けている。

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。